

【1985年6月】加入者按分率 100 パーセントに反対する理由（説明資料）

健康保険組合連合会

加入者按分率 100 パーセントに反対する理由（説明資料）

健康保険組合連合会

昭和 60 年 6 月

1. 現行の老人保健制度は、医療保険の各保険者に所属する老人の医療費の実績を基礎としつつ、老人の加入割合という要素を加えて費用を調整するものであり、したがって、加入者按分率を 100%とし、医療費按分率をなくするような主張は、現行制度の根幹を否定するものである。
2. 老人医療費の加入者一人当たりの保険料負担は、健保組合の方が国保を上回っている。

加入者按分率 (現行 44.7%)	健保組合	国 保
加入者一人当たり保険料負担額	15,010 円	13,590 円

注(1) 加入者 = 本人 + 家族

(2) 昭和 60 年度予算による。

3. かりに加入者按分率を 100%とすれば健保組合は 2,000 億円の負担増となり、加入者一人当たりの保険料負担は国保の二倍以上となる。

加入者按分率 (100%)	健保組合	国 保
加入者一人当たり保険料負担額	21,780 円	9,670 円

注 健保組合の老人医療費保険料負担額

加入者按分率 現行 44.7%の場合 4,334 億円 (A)

加入者按分率 100%とした場合 6,286 億円 (B)

差引増加負担額 (B) - (A) 1,952 億円

4. 国保サイドの資料は健保組合の保険料負担額から事業主負担を差し引いて比較しているが、これは間違いである。

国保サイドで用いる資料		
加入者按分率 (100%)	健保組合	国保
加入者一人当たり保険料負担額	6,430 円	13,590 円

(1) 老人医療費の拠出金は、各制度が拠出しているものであり、拠出金の財源である保険料は、被用者保険では労使が共同して負担しているのであるから、事業主負担を含めて比較するのが当然である。

(2) 国保には拠出金に対して大幅な国庫負担が行われており、しかもその財源である国税については、被用者保険サイドの企業及び勤労者が多くを負担している。